

介護保険制度と支援費制度②

○ 介護保険制度と支援費制度の給付状況からみると、支援費制度は介護保険制度に比べ、費用ベースで約8分の1、利用者数ベースで約9分の1の規模となっている。

年間サービス費用



注) いずれも平成16年度予算ベース (事業費ベース)

利用者数



注) 介護保険は、介護給付費実態調査 (平成16年1月審査分) における居宅サービス、施設サービスの受給者数の合計。

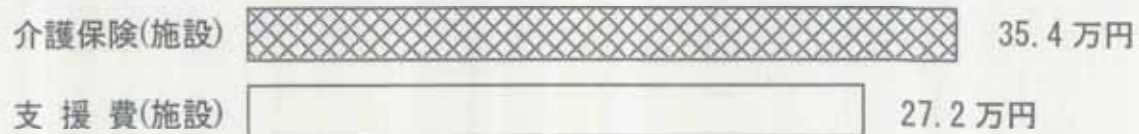
支援費は平成15年4月サービス利用者数

利用者1人当たり費用

○ 在宅サービス



○ 施設サービス

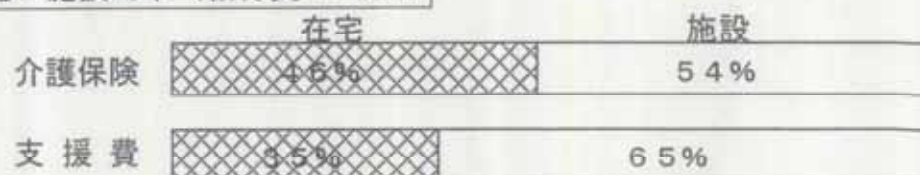


注) 介護保険は、介護給付費実態調査 (平成16年1月審査分) に基づき試算。

支援費は平成15年度予算額に基づいて試算 (平成15年4月分)。

通所施設サービスについては在宅として算定。

在宅・施設比率 (給付費ベース)



注) 介護保険は、介護給付費実態調査 (平成16年1月審査分) に基づき試算。

支援費は平成15年度予算額に基づいて試算 (平成15年4月分)。通所施設サービスについては在宅として算定。

障害者福祉サービスの利用状況等

- 支援費制度については、制度施行後、在宅サービスの利用は大幅に伸びており、ホームヘルプサービスで見れば、予算の伸びを上回る実績となっている。
- 一方、サービス基盤の観点から見れば、身体障害者のホームヘルプサービス以外は、在宅サービスの実施市町村数は50%を下回っている。また、支援費制度の対象外である精神障害者福祉施策については、他の障害に比べても整備が進んでいない状況。

居宅生活支援予算額の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
支援費	489億円	516億円 ※(+15%)	602億円 ※(+7%)
うちホームヘルプ	265億円	278億円 ※(+14%)	342億円 ※(+13%)
精神障害者分	17億円	27億円 (+59%)	30億円 (+11%)
うちホームヘルプ	3億円	7億円 (+133%)	9億円 (+29%)

(注) 平成15年度の支援費予算額は11ヶ月分。ただし、支援費関係予算額の伸び率は平成15年度を12ヶ月ベースにしたものを基に計算。

ホームヘルプサービスの支払額の実績(精神分は推計)

	平成15年4月分	平成15年11月分	増加率
支援費	53.2億円	72.0億円	+35.5%
精神分	1.5億円	2.0億円	+33.3%

在宅サービスを提供した市町村数(15年4月現在)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
ホームヘルプサービス	2,328 (73%)	1,498 (47%)	1,051 (33%)	1,231 (39%)
デイサービス	1,144 (36%)	817 (26%)	1,162 (36%)	415(※) -
ショートステイ	857 (27%)	1,449 (45%)	1,428 (45%)	419 (13%)

※地域生活支援センター数

介護保険サービスと障害者サービスの関係①

- 介護保険サービスと障害者施策等とで共通するサービスについては、介護保険サービスの給付が原則となっている。
- 支援費制度においては、介護保険法の規定により支援費の給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において支援費の支給を行わないこととされている。

- ・ 65歳以上の障害者で要介護又は要支援状態である場合
- ・ 40歳以上65歳未満の障害者で特定疾病により要介護又は要支援状態となった場合

介護保険サービスの給付が原則

- 施設サービスについては、介護保険施設のほか、必要に応じ更生施設や授産施設等の利用も可能
- また、全身性障害者のうち介護保険のサービス以上のサービス量が必要と認められる場合には超過分について障害者施策から必要なホームヘルプサービスを受けることが可能。

(参 考)

身体障害者福祉法

第17条の9 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該身体上の障害の状態につき、介護保険法の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において行わないものとする。

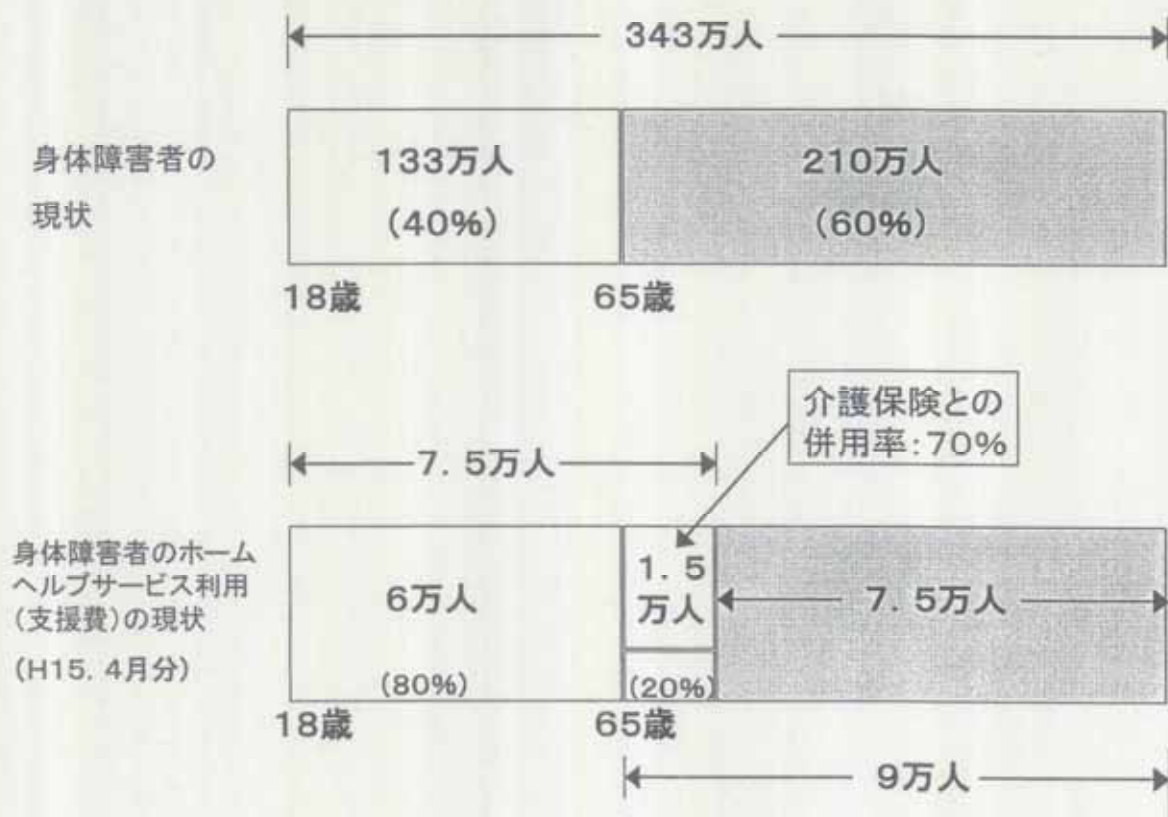
知的障害者福祉法

第15条の10 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該知的障害の状態につき、介護保険法の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

介護保険サービスと障害者サービスの関係②

～身体障害者のホームヘルプサービスの例（粗い試算）～

- 「身体障害者数」に占める高齢者（65歳以上）の割合は約6割であるが、一方で、「身体障害者のホームヘルプサービス利用者数（支援費）」に占める高齢者の割合は約2割と少ない。
- ホームヘルプサービス（支援費）未実施の市町村が27%存在することや、支援費によるホームヘルプサービス利用者の中にも、介護保険との併用者がいることと併せて見れば、現行でも高齢の身体障害者の大半は介護保険サービスを利用していると考えられる。



(注1) 身体障害者(児)数：平成13年身体障害児実態調査・身体障害者実態調査

(注2) ホームヘルプサービス利用状況

利用者総数：平成15年4月支給決定者数 75,223人（障害保健福祉部調べ）

年齢階級別内訳、介護保険との併用率

：障害保健福祉部が93市町村を対象に実施した「居宅生活支援サービス利用状況調査」を基に、老健局において推計。

障害者部会における審議状況

- 障害者部会においては、現在、障害種別を超えた（三障害共通の）障害者施策の体系や制度の在り方について、ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方などの各論点に沿って検討を行っている。

[障害者部会において示されている論点]

- 1 基本的な方向性
- 2 障害者の自立支援のための保健福祉施策の体系の在り方
 - (1) ライフステージ等に応じたサービス提供
 - ①保健福祉サービスの機能の現状
 - ②地域生活を支援するために今後重視すべき点
 - ③ライフステージごとに重視すべき点
 - (2) 就労支援
 - ①就労支援における福祉工場、授産施設、小規模作業所等の役割
 - ②福祉的就労から一般就労への移行の在り方（雇用との連携等）
 - (3) 住まいの確保
 - 住まい（生活の場）の在り方
- 3 ケアマネジメント等の在り方
 - ①ケアマネジメントを行う範囲
 - ②ケアマネジメントを担う者の在り方
 - ③権利擁護の在り方
- 4 サービスの計画的な整備と財源（配分）の在り方
 - ①ニーズを把握して計画的にサービスを整備する仕組み
 - ②障害者施策に関する財源配分の在り方（福祉・医療・所得保障）
 - ③障害者施策に関する財源構成の在り方（利用者負担、保険料、公費）
 - ④支援の必要度等に応じた効率的な財源配分の在り方